

副本

令和4年(行ウ)第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国(本件不発給処分に係る処分行政庁 外務大臣)

被告第2準備書面

令和6年2月28日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告指定代理人

金 築 昌 子



中 野 雅 康



山 地 和 孝



渡 邊 菜 千



横 山 智 宏



池 浦 大 典



高 橋 一 章



石 田 達 識



藤 川 雅 大



加 藤 俊 輔



南 館 進之介

岡 田 篤 昭

小 林 寛

久保田 貴 雄

安 藤 宏 弥

武 本 光 弘

小 川 明 彦

(目次)

第1	はじめに	4
第2	原告の国籍喪失の届出が不受理処分されたという前提で、それが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張(予備的請求第9項に係る主張)は誤りであること	4
1	国籍喪失の届出につき、受理又は不受理処分を行うのは、法務大臣ではなく、市区町村長であること	4
2	市区町村長においても原告の国籍喪失届を不受理とする処分を行っていないこと	6
3	小括	8
第3	本件資格変更申請を不受理とし、在留資格を付与しなかったとして、それらが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること(予備的請求第9項に係る主張)	8
1	原告の主張する本件資格変更申請の不受理処分は存在しないこと	8
2	「被告国が、国籍法11条1項と戸籍法、旅券法に関する調和的で適切な制度設計をしておかなかった結果」として「原告にもたらした損害の責任を負うべき」などとする原告の主張に理由がないこと	8
3	小括	11
第4	結論	11

第1 はじめに

被告は、本準備書面において、原告の2023年11月22日付け準備書面(3)(以下「原告準備書面(3)」という。)及び同年12月22日付け準備書面(4)(以下「原告準備書面(4)」という。)に対して、必要な範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第2 原告の国籍喪失の届出が不受理処分されたという前提で、それが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張(予備的請求第9項に係る主張)は誤りであること

1 国籍喪失の届出につき、受理又は不受理処分を行うのは、法務大臣ではなく、市区町村長であること

(1) 戸籍に関する事務(各種の届出の受理や戸籍の記載)は、市区町村長が管掌するものであることから、国籍喪失届につき受理又は不受理処分を行うのは、法務大臣ではなく、市区町村長である(戸籍法1条、4条)。そのため、法務大臣が原告の国籍喪失届を不受理「処分」したという主張(訴状・288ページ、原告準備書面(2)・2ないし4ページ、原告準備書面(4)・2ページ等)が誤りであることは、答弁書第7(40、41ページ)及び第11(49、50ページ)並びに被告第1準備書面第3(12ないし14ページ)において、詳述したとおりである。

(2) 原告は、戸籍事務に関して、「法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」(戸籍法3条1項)、「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長(中略)は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をす

ることができる。」（同条2項）、「戸籍事務の取扱に関して疑義を生じたときは、市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を經由して、法務大臣にその指示を求めることができる。」（戸籍法施行規則82条）などといった戸籍に係る適正な事務処理の確保のために国が関与する仕組みが設けられていることをもって、「国籍喪失届の受理・不受理を含む戸籍事務処理について市町村長は国の機関とみなされるべき」（原告準備書面（3）第3の1・16、17ページ）であるとも主張する。

しかしながら、戸籍事務は、地方自治法2条9項1号に規定する第1号法定受託事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。）、すなわち、市区町村長の事務であって、原告が指摘した戸籍法又は戸籍法施行規則の規定は、戸籍事務の適正な処理を確保するために国が関与する仕組みであることは既に主張したとおりである（被告第1準備書面第3の1・12、13ページ）。

したがって、原告の主張は、以上を正解しない独自の主張であって理由のないものと言わざるを得ない。

(3) なお、前記のとおり、戸籍法施行規則では、戸籍事務の適正な処理を確保するために国が関与する仕組みとして、市区町村長は、戸籍事務の処理のために必要があるときは、法務局又は地方法務局長に指示を求めることができる旨が定められている。これを受理照会という。この点、本件においては、平成30年（2018年）11月5日には国籍喪失の届出すら行われていないので、これに対応する世田谷区長からの受理照会は行われていない（答弁書第4・31、32ページ等、乙A第2号証）。また、同年12月14日に世田谷区役所で行われた国籍喪失の届出については、世田谷区役所の職員が、原告に対し、東京法務局長に受理照会をすることになる旨を伝えたところ、

原告が、同年12月17日に「受理照会は待てない。」「京都で法務省あて国籍離脱の届出をするので取り下げたい。」などと述べて、同7日に取り下げたことから、これに対応する受理照会も行われていない（答弁書第4・32、33ページ、乙A第2号証）。

このように、原告が原告の国籍喪失届の不受理処分が行われたと主張する平成30年時点での国籍喪失届に係る手続について、受理照会に対する回答という方法も含めて、国（法務大臣）は何ら関与していない。したがって、かかる手続に関して、被告である国に国賠法1条1項にいう違法があったと評価する余地はない。

2 市区町村長においても原告の国籍喪失届を不受理とする処分を行っていないこと

- (1) 原告が平成30年（2018年）11月5日に国籍喪失の届出すら行っておらず、同年12月14日に行った国籍喪失の届出については、同月17日に原告自ら取り下げていることから、市区町村長たる世田谷区長においても、原告の国籍喪失届につき不受理処分を行っていないことは、答弁書第7（40、41ページ）及び第11（49、50ページ）等で主張したとおりである。
- (2) これに対し、原告は、その後の令和5年（2023年）5月24日に行った国籍喪失の届出は受理されているところ、①同届出の際に添付資料として提出した書類と平成30年（2018年）11月5日に世田谷区役所において添付資料として提出しようとした書類は同一であり、②令和5年（2023年）8月18日に付与された「日本人の配偶者等」の在留資格が、在留期間を平成31年（2019年）1月29日から5年間（正確には、従前付与されていた在留資格の在留期間の満了日の翌日である同月30日から令和6年（2024年）1月29日までの5年間である。）とするものであったことに照らすと、原告が、平成30年（2018年）11月5日の時点で世田

谷区役所において「適式な国籍喪失届を行」ったにもかかわらず、「受理を拒否された」と解すべきである旨主張する（原告準備書面（3）第3の2・18ページ）。かかる主張は、原告が、従前付与されていた在留資格の在留期間の満了前（平成30年（2018年）11月5日）に、適法な国籍喪失の届出を行っていたことを前提として、大阪出入国在留管理局長は、新たな在留資格の付与手続を行っているという趣旨の指摘であると考えられる。

- (3) しかしながら、大阪出入国在留管理局長が、令和5年（2023年）8月18日付けで、在留資格を「日本人の配偶者等」、在留期間を平成31年（2019年）1月30日から令和6年（2024年）1月29日までの5年間とする在留資格変更許可をした（以下「在留資格の変更許可」という。）のは（甲第137号証）、次の理由による。すなわち、東京入管は、平成30年（2018年）12月14日、原告から国籍喪失の記載がされていない戸籍全部事項証明書を添付の上で「短期滞在」の在留資格（在留期間を平成31年（2019年）1月29日までの90日間とするもの）の抹消の願い出をされたことから、「日本国籍判明により」同在留資格を抹消していた（甲第3号証の4（3枚目）、乙A第3号証）。そうであるところ、前記のとおり、令和5年（2023年）5月24日の国籍喪失の届出が受理され、原告の戸籍に国籍喪失の記載がされた後に、原告が、大阪出入国在留管理局に対し、国籍喪失の記載がされた除籍全部事項証明書を提出したことによって、同局は、平成30年（2018年）12月14日時点で既に原告が日本国籍を喪失していたことを確認することができた。そこで、大阪出入国在留管理局長は、前記在留資格抹消を撤回した上で、従前の在留期間の満了日の翌日から在留資格を付与することが相当と判断したことによるものである。

したがって、原告が主張するように、在留資格の変更許可は、原告が平成30年（2018年）11月5日に国籍喪失の届出を行っていたことを前提

とするものではないのであって、原告の主張は誤りである。

3 小括

以上のとおりであるから、原告の国籍喪失の届出が不受理処分となったという前提で、それが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張が誤りであることは明らかである。

第3 本件資格変更申請を不受理とし、在留資格を付与しなかったとして、それらが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること（予備的請求第9項に係る主張）

1 原告の主張する本件資格変更申請の不受理処分は存在しないこと

原告は、平成30年12月14日に、東京入管において、本件資格変更申請をしたにもかかわらず、東京入管が不受理処分ないし原告に在留資格を付与しなかった処分をしたとして、当該処分は法務大臣の裁量を逸脱した違法な処分である旨主張する（訴状267、288ページ、原告準備書面（4）・2ページ）。

しかしながら、原告が同日行ったのは、在留資格を抹消する願い出であって、在留資格変更許可申請を行ったものでなく、そもそも原告の主張する本件資格変更申請の不受理処分が存在しないことは、答弁書第11の2（50ページ等）で述べたとおりである。

2 「被告国が、国籍法11条1項と戸籍法、旅券法に関する調和的で適切な制度設計をしてこなかった結果」として「原告にもたらした損害の責任を負うべき」などとする原告の主張に理由がないこと

(1) 戸籍法103条2項は、国籍喪失の届出に当たっては、届書に「国籍喪失を証すべき書面」を添付しなければならないと定めているところ、原告は、外国においては当該国の国籍を自己の志望により取得したことの証明書が発行されなかったり、発行されても容易に入手できなかったりする場合があります、

外国国籍を志望取得したことが客観的事情から明らかであり、本人が認めているにもかかわらず、同項の求める書面の添付ができないために国籍喪失届が受理されない場合が生じ得るとし、法務大臣が、そのような状況に置かれた元日本人に対して在留資格を付与するための適切な制度設計をしておこなった結果として本件資格変更申請の不受理処分が行われたものであるから、被告は、原告にもたらした損害の賠償責任を負うべきである旨主張する（原告準備書面（3）第3の3・19ページ、原告準備書面（4）第2・3ページ）。

- (2) しかしながら、戸籍の審査については、原則として形式的審査主義が採用されており、戸籍法は、国籍喪失の届出について、その届出の正確性を担保するために「国籍喪失を証すべき書面」（戸籍法103条2項）を添付しなければならないと定めているのであるから（被告第1準備書面第3の2(2)ア・14、15ページ、乙A第13号証）、外国国籍を志望取得したことを認める旨の本人の供述のみによって、国籍喪失届を受理することができないことは、明らかである（乙A第14号証、乙A第15号証）。

また、被告第1準備書面第3の2(2)イ（15ページ）等で述べたとおり、「国籍喪失を証すべき書面」については、国籍喪失の年月日を含む事実について証するものであることが必要であるところ、かかる書面としては、外国への帰化証又はその写し、在外公館の長が発給した帰化事実証明書、日本の在外公館が外国関係機関にその者の外国への帰化事実を確認した旨の書面（電話聴取書も含む。）などが該当するとされている。

このように、その該当性判断に当たっては、国籍の喪失（喪失の年月日を含む。）について確認する客観的な手段と言えるかという観点から、柔軟な取扱いがされているのである（乙A第15号証、乙A第16号証）。

実際に、原告についても、令和5年5月24日に、京都市中京区役所において、「国籍喪失を証すべき書面」として、市民権カード、本件手紙及びそ

これらの訳文等（なお、これらは、平成30年（2018年）12月14日に原告が世田谷区に国籍喪失の届出をした際に、届書に添付されていたものと同じである。）を添付して行った京都市中京区への国籍喪失の届出は、京都地方法務局長に対する受理照会を経た上で、受理されている（甲第136号証の1・4ないし12ページ）。

したがって、「外国国籍を志望取得したことが客観的事実から明らかであるにもかかわらず、戸籍法103条2項の求める書面の添付ができないために国籍喪失届が受理されない場合が生じ得ることから、法務大臣が、そのような状況に置かれた元日本人がいることを想定して、在留資格を付与するための何らかの制度設計をすべきとする原告の主張は、その前提を欠くものであって、誤りである。

- (3) また、そもそも、本件において、原告の主張する平成30年（2018年）頃の時点において、国籍喪失届の受理に至らなかったのは、前記第2の1(3)で述べたとおり、原告が、平成30年（2018年）12月14日に世田谷区役所で提出した国籍喪失の届出について、「受理照会は待てない。」「京都で法務省あて国籍離脱の届出をするので取り下げたい。」などと述べて、同月17日に取り下げ、その後、令和5年（2023年）5月24日に至るまで国籍喪失届を行わなかったことによるものである。

したがって、原告は、原告の主張する「国籍喪失を証すべき書面」（戸籍法103条2項）の添付ができないために「国籍喪失届が受理されない」状況に置かれた「元日本人」に当たるとは言えないし、同年8月18日に「日本人の配偶者等」の在留資格が付与されるまでの間、「外国人」（日本の国籍を有しない者、令和5年法律第56号による改正前の入管法2条2号）に該当することが明らかでないとして在留資格を得ることができなかったことに関して、被告に国籍法1条1項にいう違法があるなどと評価され得るものではない。

3 小括

以上のとおり、本件資格変更申請を不受理とし、在留資格を付与しなかったとして、それらが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張が誤りであることは明らかである。

第4 結論

以上のとおり、原告準備書面(3)及び原告準備書面(4)による主張の補充等を踏まえても、予備的請求原因9項に係る原告の主張には理由がない。

以 上